津市農第238号 令和6年9月12日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津市長 前 葉 泰 幸

市町村名	津市						
(市町村コード)		(242012)					
地域名		大塚地区					
(地域内農業集落名)		(大塚)					
協議の結果を取り	まとめた年日口	令和6年3月28日					
励識の和木を取りる	まとめた牛万口	(第2回)					

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、ほ場整備された平地の農地と集落に隣接した農地で構成されている。

現状は平地の農地が1筆で3反あり隣接地区と併せて集団農地を構成している。農地は地区外の担い手4者が営農しているほか、個人農家でも営農を行っている。担い手への集積率はおよそ6割である。

個人農家については高齢化していることから、彼らの意向を汲みつつ、離農の場合は、既存担い手への集積、集 約を検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は水稲のほか、担い手による小麦といった土地型利用作物の栽培を行っており、引き続きこれらの栽培を維持していく。

今後の農地の集積・集約については、作業効率の向上を目指し、既存担い手の近隣での営農状況を踏まえて集約化を念頭に検討していきたい。そのためには隣接する地区での営農状況を確認したうえで効率の良い集約を検討していく。

また、個人農家も意向を踏まえ、離農の場合は既存の担い手への集積・集約を進めていきたい。

- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

X	域内の農用地等面積	16 ha		
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	16 ha		
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha		

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向け	の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項											
	(1)農用地の集積、集約	化の											
	既存担い手への集約化を念頭に農地集積を進める。												
	(2)農地中間管理機構の活用方針												
	農地の賃借が発生した際は、担い手の経営意向を踏まえた上で、農地中間管理機構への貸付を経て段階的に集約												
	化する。												
	(3) 基盤整備事業への取組方針												
	老朽化している用排水路	施設	等の確認を行い、必要で	あわ	 」ば改修を進め有効 ⁵	利用を	<u></u> と図っていく	0					
	(4) 多様な経営体の確保	(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針											
	既存担い手への集約化を進めるが、リタイヤにより営農継続が不可能となった場合、新たに地区外の担い手確保												
	等の検討を行う。	等の検討を行う。											
	, ,	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針											
	作業効率の向上に貢献できるものは取入れを検討する。												
	L 以下任意記載事項(地域の												
	□ ①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料	1	③スマート農業		④ 輸出		⑤果樹等				
	□ ⑥燃料・資源作物等	$\overline{\Box}$	⑦保全・管理等		8 農業用施設		9その他						
	 【選択した上記の取組方針	<u>1 —</u> 1	ļ			<u>.</u>							
									2 7 0				